

Fight!
Fukushima!

がんばろう
ふくしま!

週刊 避難者応援情報紙

浜通り

2月14日発行

Vol.633

さんじょうライフ



皆様の生活する上での不安や疑問を少しでも解消していただくための情報紙として、毎週お届けします。

福島県復興公営住宅



令和5年度第6回 入居者募集の募集結果

2月1日から2月9日まで入居者の募集を行った、令和5年度第6回復興公営住宅入居者募集の団地ごとの応募状況についてお知らせします。

■抽選会

日時 2月26日(月)午前10時から

場所 福島県復興公営住宅入居支援センター
(福島県自治会館7階)

 **15ページをご覧ください。**

目次

●被災自治体News

南相馬市	2
浪江町	5
双葉町	10
郡山市	13

●福島県復興公営住宅入居支援センター

・令和5年度第6回 入居者募集の募集結果	15
-------------------------	----



南相馬市からのお知らせ

個人積算線量測定(ガラスバッジ貸与)

2月8日HP更新

市では、追加外部被ばく線量を知りたい方のために、線量測定器(ガラスバッジ)を貸し出し、3カ月後に回収し、測定結果をお知らせしています。

一度も測定したことのない方や線量が気になる方は、気軽にお申し込みください。



対象者

次のいずれかを満たす方

- 南相馬市に住民登録されている方(震災以降に転出した方も含む)
- 市外から市内に避難されている方
- 市外から市内に通勤、通学している方

測定期間および申込期限

	測定期間	申込期限
1回目	4月1日～6月30日	令和6年2月16日(金曜日)
2回目	7月1日～9月30日	令和6年5月13日(月曜日)
3回目	10月1日～12月31日	令和6年8月13日(火曜日)
4回目	1月1日～3月31日	令和6年11月11日(月曜日)

- 測定期間は3カ月で、年4回実施します。
- 日程は多少前後する場合がありますので、ご了承ください。

注意事項

正しい測定結果を得るために、ガラスバッジの取り扱いは次のとおりお願いします。

- 継続して身に着けるか、常に自分の身近な所に置いてください。
- 測定終了後、すみやかに測定業者に送付してください。

測定料金

無料

- 注意** ガラスバッジは貸し出し測定するものです。
紛失した場合は実費相当額4,000円を負担していただくことになります。

次ページへ続きます

申し込み方法

申込書・同意書に必要事項を記入のうえ、次のいずれかの方法でお申し込みください。

1. 窓口

健康づくり課放射線健康係または各保健センターの窓口にて、申込書・同意書を提出してください。

2. 郵送・ファクス

次のいずれかに申込書・同意書をお送りください。

●郵送先

〒979-2102 南相馬市小高区小高字金谷前84
南相馬市役所 健康づくり課 放射線健康係

●ファクス

0244-44-2123
南相馬市役所 健康づくり課 放射線健康係

申込書・同意書

- ▶ 個人積算線量測定(ガラスバッジ貸与による)申込書・同意書 [Excel]
https://www.city.minamisoma.lg.jp/material/files/group/19/gb_2024_start.xlsx



- ▶ 個人積算線量測定(ガラスバッジ貸与による)申込書・同意書記入例 [Excel]
https://www.city.minamisoma.lg.jp/material/files/group/19/gb_2024_ex.xlsx



申込書・同意書は、健康づくり課放射線健康係、各保健センター、各生涯学習センターに備え付けてあります。

問い合わせ

健康福祉部 健康づくり課 放射線健康係

TEL 0244-44-2121

避難指示区域別居住状況(令和6年1月31日現在)

2月7日HP更新

旧避難指示区域内の小高区および原町区の居住人口は、1月31日現在で4,356人となり、同区域内の住民登録人口(6,930人)に占める居住率は62.9パーセントになりました。

▶ 旧避難指示区域内の住民登録人口と居住人口の推移(令和6年1月31日現在)

https://www.city.minamisoma.lg.jp/material/files/group/11/kyojyujinnkousui_060131.pdf



▶ 避難指示区域別の世帯数と人口(令和6年1月31日現在)

https://www.city.minamisoma.lg.jp/material/files/group/11/kyojyujinnkou_060131.pdf



問い合わせ

復興企画部 被災者支援課

TEL 0244-24-5223



みなみそうまチャンネル



電話でのお問合せ

TEL:0244-26-5663



南相馬市

<http://www.minamisoma.tv/channel/>

今週の番組

番組内容 [2/9~2/16]

- 毎時 00分～ オープニング&今週の番組
 02分～ 南相馬市長 2月 定例記者会見
 10分～ NEWS MINAMISOMA ～南相馬市1月のイベント～
 29分～ シェリー&ネイトの English Corner
 “Lesson21 それ英語じゃないですよ！～フランス語からの外来語編～”
 34分～ 南相馬市議会定例会 令和5年第5回(12月)定例会 放送日程のお知らせ
 37分～ 気をつける“なりすまし詐欺”
 38分～ 証明書コンビニ交付のすすめ
 42分～ 水道管の冬支度について 南相馬市水道課
 47分～ 元気モリモリ! もりあげ隊 エール体操
 53分～ 南相馬見聞録 蛸澤稻荷神社
 58分～ リクエストアワーのお知らせ



みゆーまーくん



浪江町からのお知らせ

【申請期間が1年間延長されました】被災者生活再建支援金のご案内

2月7日HP更新

東日本大震災の地震・津波により、居住する住宅が全壊するなど、生活基盤に著しく損害を受けた世帯に対し、生活の再建の支援をする被災者生活再建支援金の申請期間が**令和7年4月10日まで延長されました。**

注意 新たな制度ではありませんので、既に申請されている方はご注意ください。

▶ 被災者生活再建支援金制度のご案内 [PDF]

<https://www.town.namie.fukushima.jp/uploaded/attachment/20039.pdf>



▶ 被災者生活再建支援金申請フローチャート [PDF]

<https://www.town.namie.fukushima.jp/uploaded/attachment/10007.pdf>



【福島県ホームページ】

▶ 東日本大震災に係る被災者生活再建支援制度の申請期間の延長について

<https://www.pref.fukushima.lg.jp/site/portal/36-1.html>



支給対象世帯

地震および津波により被災した次の世帯

- A. 住宅が全壊した世帯
- B. 住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ居住することが困難な世帯
- C. 住宅が半壊し、または住宅の敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ず解体した世帯

※ 持ち家だけでなく、マンション、アパートなどの賃貸住宅に居住していた場合も対象となります。ただし、持ち家でも実際は居住していなかった場合は対象となりません。

支給額

次の**基礎支援金と加算支援金の合算額**となります。

※ 世帯構成員の全員が支給前に亡くなられた場合、支援金は相続の対象とならないため、支給されません。

■ 基礎支援金

住宅の被害程度に応じて支給されるもの

次ページへ続きます

住宅の被害程度	全壊(A)	大規模半壊(B)	半壊解体(C)
単数世帯	75万円	37.5万円	75万円
複数世帯(2人以上)	100万円	50万円	100万円

※ 一度大規模半壊(B)の申請をした後、やむを得ず解体した場合は、半壊解体(C)の区分になるため、再申請に基づき差額が支給されます。

■ 加算支援金

住宅の再建方法に応じて支給されるもの

住宅の再建方法	建設・購入	補修	賃借
単数世帯	150万円	75万円	37.5万円
複数世帯(2人以上)	200万円	100万円	50万円

※ 公営住宅は加算支援金の対象外となります。

※ 一度住宅を賃借した後、建設・購入または補修をした場合は、再申請に基づき差額が支給されます。

住家の被害程度判定について

被災者生活再建支援金の申請の前に家屋調査が必要となります。
住家の被害程度の判定は、住民課税務管理係で行っています。

▶ 住家の被害調査並びにり災証明書について

<https://www.town.namie.fukushima.jp/soshiki/3/250701risai.html>



基礎支援金「半壊解体」の申請について

被災者生活再建支援金・基礎支援金「半壊解体」申請は、建物り災証明書記載の被害の程度が「半壊」もしくは「大規模半壊」と判定された世帯が対象で、家屋の解体完了後に申請可能となります。

※ 解体完了後、環境省からリストが町に送付されるまで相当な時間を要しますのでご了承ください。

申請に必要な書類

「被災者生活再建支援金支給申請書」に必要な書類を添えて提出してください。

▶ 被災者生活再建支援金申請書 [PDF]

<https://www.town.namie.fukushima.jp/uploaded/attachment/16347.pdf>



次ページへ続きます 

▶ 被災者生活再建支援金支給申請書(記入例) [PDF]

<https://www.town.namie.fukushima.jp/uploaded/attachment/16348.pdf>

※ 必要書類をすべて揃えたうえで、申請してください。

■ 基礎支援金の必要書類

- 住民票(世帯全員分)【原本】(世帯主氏名及び続柄が記載されているもの)

- 建物り災証明書【原本】(住宅の被害調査によるもの)

▶ 住家の被害調査並びにり災証明書について

<https://www.town.namie.fukushima.jp/soshiki/3/250701risai.html>

- 解体証明書【原本】(半壊解体の申請のみ必要)

※解体証明書の発行には、下記の解体証明書交付申請書を住民課除染環境係へ提出してください。

▶ 解体証明書交付申請書 [PDF]

<https://www.town.namie.fukushima.jp/uploaded/attachment/11636.pdf>

▶ 解体証明書交付申請書(記入例) [PDF]

<https://www.town.namie.fukushima.jp/uploaded/attachment/11637.pdf>

- 預金通帳の写し(金融機関名・支店名・種別・口座番号・口座名義人【カタカナ】が記載されているもの)

※ 「建物り災証明書」と「解体証明書」は、賃貸住宅にお住まいだった場合でも取得できます。

■ 加算支援金の必要書類

- 住宅の建設、購入、補修、賃借などに係る契約書の写し

(建設・購入の場合は、建物所在地、規模、取引金額、工期、引き渡し日、契約締結日、契約者の住所・名前・押印の記載がある部分の写し)

- 預金通帳の写し(基礎支援金と別に申請した場合、前回と同じ口座であっても必要)

- 建物の登記簿謄本の写し(※建物の登記が完了している方)

申請期限

- 基礎支援金の場合：**令和7年4月10日**(災害のあった日から13カ月+156カ月間)

- 加算支援金の場合：**令和7年4月10日**(災害のあった日から37カ月+132カ月間)

※期間については国が定めるものです。今後も町は国へ期間の延長を求めています。

次ページへ続きます 

申請方法

■ 窓口での申請

浪江町役場住宅水道課または各出張所(福島・二本松・いわき)の窓口にて申請できます。

※ 申請に必要な書類をすべて揃えたうえで、申請してください。

■ 郵送での申請

〒979-1592

双葉郡浪江町大字幾世橋字六反田7-2

浪江町役場 住宅水道課 住宅係

※ 申請に必要な書類をすべて揃えたうえで、申請してください。

問い合わせ

住宅水道課 住宅係

TEL 0240-34-0232

浪江町民の居住状況(令和6年1月31日現在)

【都道府県別】(福島県外)

都道府県	人数	都道府県	人数	都道府県	人数
北海道	54	長野県	52	愛媛県	11
青森県	41	岐阜県	17	高知県	5
岩手県	35	静岡県	56	福岡県	20
宮城県	918	愛知県	36	佐賀県	4
秋田県	33	三重県	7	長崎県	11
山形県	106	滋賀県	6	熊本県	7
茨城県	935	京都府	33	大分県	5
栃木県	449	大阪府	65	宮崎県	10
群馬県	130	兵庫県	22	鹿児島県	7
埼玉県	640	奈良県	5	沖縄県	20
千葉県	543	和歌山県	-	国外	12
東京都	806	鳥取県	-	合計	5,899
神奈川県	406	島根県	5		(前月 5,902)
新潟県	273	岡山県	23		
富山県	15	広島県	8		
石川県	19	山口県	1		
福井県	7	徳島県	1		
山梨県	36	香川県	4		

【福島県内市町村別】

市町村	人数	市町村	人数	市町村	人数
福島市	2,195	天栄村	1	小野町	13
会津若松市	169	只見町	1	広野町	49
郡山市	1,597	南会津町	7	檜葉町	23
いわき市	2,958	北塩原村	2	富岡町	38
白河市	246	西会津町	3	川内村	7
須賀川市	147	磐梯町	3	大熊町	5
喜多方市	17	猪苗代町	17	浪江町	1,406
相馬市	389	会津坂下町	19	葛尾村	5
二本松市	900	会津美里町	9	新地町	80
田村市	68	西郷村	106	飯舘村	2
南相馬市	1,824	泉崎村	7	県内	1
伊達市	104	中島村	2	合計	13,341
本宮市	446	矢吹町	40		(前月 13,375)
桑折町	115	棚倉町	6		
国見町	24	埴町	2		
川俣町	45	石川町	5		
大玉村	171	古殿町	1		
鏡石町	4	三春町	62		

避難者総数

19,240

(前月 19,277)

安波祭を開催します

再建された茗野神社境内にて安波祭が開催され、神事・神楽・田植踊の奉納が行われます。

■開催日時

2月18日(日) 午前10時から



浪江町芸能祭を開催します

昨年、3年ぶりに開催された「浪江町芸能祭」が、今年も3月2日(土)に開催されます。

会場は、浪江町地域スポーツセンター サブアリーナです。
 入場無料・予約不要でどなたでもご来場いただけます。

【浪江町芸能祭】～早春のなみえに、芸能の花が咲く～

- 1.日時 3月2日(土) 午前10時45分～午後3時
- 2.会場 浪江町地域スポーツセンター(サブアリーナ)
- 3.出演団体 浪江町芸術文化連絡協議会所属の13団体
- 4.ゲスト 和太鼓奏者葛西啓之さん(浪江町牛渡在住)らによる和太鼓演奏がフィナーレを飾ります。
- 5.入場料 無料
- 6.その他 作品展示あり

■問い合わせ先

〔前日まで〕

浪江町教育委員会事務局生涯学習係(浪江町ふれあい交流センター)

TEL:0240-23-5601

〔開催日(3/2)当日〕

浪江町地域スポーツセンター(会場)

TEL:0240-34-3941

早春のなみえに 芸能の花が咲く

浪江町芸能祭

入場無料 令和6年 3月2日(土) AM10:45～

会場 浪江町地域スポーツセンター (浪江町大字稲刈堂字下高尾田5-2)

出演団体 ※出演順

- 浪江町相馬流れ山踊り保存会 (民舞)
- 堀内流民謡矢馳秀鸞会 (民謡)
- 三味線杉本流杉本会浪江支部 (三味線合奏)
- 浪江町舞踊のふるさと会 (民舞)
- 武扇会 (民舞)
- 浪江混声合唱団 (民声合唱)
- わかば会 (民謡)
- 横山慶子舞踊学園 (モダンバレエ)
- フィオホクレレ (ハワイアンフラ)
- 淑美会 (カラオケ)
- アミーゴ・デなみえ (フォルクローレ演奏)
- なみえ太極拳グループ (太極拳)
- Wonderなみえ (YOSAKOI 演奏)

特別ゲスト

和太鼓奏者 葛西啓之さん (浪江町牛渡在住)らによる和太鼓演奏がフィナーレを飾ります。

主催 浪江町芸能祭実行委員会
 問合せ先 浪江町教育委員会生涯学習課 社会教育係 (浪江町ふれあい交流センター) TEL 0240-23-5601



双葉町からのお知らせ

東日本大震災に係る被災者生活再建支援金の申請期間が延長されました

2月9日HP更新

被災者生活再建支援金(基礎支援金および加算支援金)の申請期間が1年延長され、**令和7年4月10日まで**となりました。

注意 新たな制度ではありませんので、既に申請されている方はご注意ください。

被災者生活再建支援制度とは

被災者生活再建支援法に基づき、当該法の対象となった東日本大震災等の**自然災害※1**により**居住する住宅※2**が全壊するなど生活基盤に著しい被害を受けた世帯に被災者生活再建支援金を支給し、生活の再建を支援するものです。

※1 自然災害とは…

暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、噴火、その他の異常な自然現象により生じる被害をいいます。

※2 居住する住宅とは…

持ち家のほか、貸家やアパートなどの賃貸住宅、町営住宅が対象になります。ただし、被災世帯が生活の本拠としていた住宅のみ対象となります。

注意 非住家(空き家、別荘など)や事業所は対象とはなりません。

東日本大震災に係る支援金の支給対象世帯

平成23年3月11日時点において 双葉町に居住の世帯で、東日本大震災により

- (1)住宅が自然災害により「全壊」または「大規模半壊」した世帯
- (2)住宅が自然災害により「半壊し、やむを得ず解体を行った」世帯**※3**

全壊、大規模半壊、半壊は、り災証明書の被害判定により確認しますので、申請前に戸籍税務課の家屋被害認定調査を受ける必要があります。

申請は、被災した住宅に居住していた世帯の世帯主が申請することになっています。

※3 半壊解体等について(次の1.または2.の場合に申請することができます。)

1. 被害程度が「半壊」で、倒壊の危険や補修費用が高額となるなど、やむを得ない事由により家屋を解体する場合、解体終了後に申請することができます。
2. 被害程度が「大規模半壊」ですでに申請された世帯も、やむを得ず家屋解体した場合は、半壊解体と同じ扱いとなり、その差額分を申請することができます。

次ページへ続きます 

ただし、1.または2.に該当する場合でも、公共事業の事業予定地(中間貯蔵施設、双葉駅西側地区生活拠点、復興シンボル軸(道路拡幅工事)など)については、半壊解体での申請ができません。

なお、公共事業の事業予定地であっても、被害の程度が「全壊」、「大規模半壊」の場合は、その被害程度に応じて申請できますので、申請がお済みでない方は申請窓口までお問い合わせください。

また、環境省により解体される住宅については、環境省から町へ住宅を解体した旨の連絡があったのち、住民生活課から「解体証明交付申請書」をお送りします。住宅の解体完了から解体証明交付申請書送付まで、時間を要しますのでご了承ください。

支援金の支給額

支給額は、次の基礎支援金と加算支援金の合計額(世帯人数が1人の場合はその4分の3の金額)となります。

● 基礎支援金(住宅の被害程度に応じて支給する支援金)

住宅の被害程度		全壊	大規模半壊	半壊解体
支給金額	複数世帯	100万円	50万円	100万円
	単数世帯	75万円	37.5万円	75万円

● 加算支援金(住宅の再建方法に応じて支給する支援金)

住宅の再建方法		建設・購入	補修	賃貸
支給金額	複数世帯	200万円	100万円	50万円
	単数世帯	150万円	75万円	37.5万円

- ※ 公営住宅および福島県の借り上げ住宅(特例措置を含む)として民間賃貸住宅に入居された場合の賃貸は、対象外となります。
- ※ いったん住宅を賃借後、自ら居住する住宅を建設・購入(または補修)する場合は、再申請により、これらとの差額が支給されます。
- ※ 単数世帯もしくは複数世帯の全員が支給を受ける前(申請後の場合も含みます)に亡くなった場合は、支給されません。(支援金は相続の対象とはなりません。)

▶ 被災者生活再建支援金申請の流れ[PDF]

<https://www.town.fukushima-futaba.lg.jp/secure/9482/001.pdf>



次ページへ続きます 

支援金の申請手続き

■ 申請窓口

双葉町いわき支所 住民生活課

■ 申請に必要な書類

必要書類		全壊	大規模 半壊	半壊解体
基礎支援金	①被災者生活再建支援金支給申請書	○	○	○
	②り災証明書	○	○	○
	③解体証明書交付申請書		△	○
	④住民票(世帯全員分)	○	○	○
	⑤預金通帳の写し	○	○	○
加算支援金	⑥契約書の写し	○	○	○

※ 大規模半壊でやむを得ず解体し申請する場合は、③が必要です。

※ 平成23年3月11日時点で住民票を移さずにり災場所に居住していた場合は、居住実態が確認できる書類が必要です。

■ 申請期間

1. 基礎支援金 令和7年4月10日まで
2. 加算支援金 令和7年4月10日まで

問い合わせ

住民生活課

TEL 0240-33-0126



郡山市からのお知らせ

【注意喚起】郡山市役所公式フェイスブックのなりすまし事案について

2月12日HP更新

市が運営する公式フェイスブックアカウントになりすましたアカウントが確認されました。市では、速やかにフェイスブックの運営会社であるMetaに「アカウントのなりすまし」を通報し、なりすましアカウントのサイトを停止しました。

なお、フェイスブックを含めた市公式SNSからは、友達リクエストは行っておりません。市公式アカウントと誤認して承認されることがないように、ご注意ください。

今回のような事案を確認された場合は、郡山市広聴広報課(TEL024-924-2061)までご連絡ください。

事案の概要

本市公式アカウントと同一のアカウント名やアイコン、本市を思わせるプロフィール、公式アカウントからの引用記事を掲載するなどした公式アカウントのなりすまし事案が発生しました。

なりすましアカウントのフェイスブックに、友達54人の表示(2月12日午前11時45分頃現在)。また、なりすましアカウントからメッセージ(フェイスブックのチャット機能アプリ)により、プレゼント企画に当選した内容とともに、外部サイトに誘導する通知がありました。

●公式アカウントとなりすましアカウントとの違い

【公式アカウント】



- ・ いいね！・フォロワーが多数
 - ・ 過去の投稿がある
 - ・ URL
- <https://www.facebook.com/KoriyamaCity>

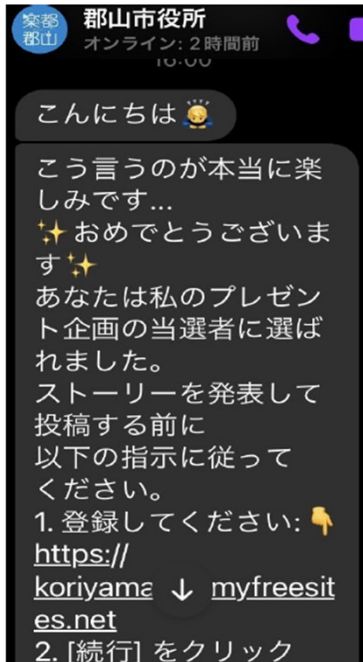
【なりすましアカウント】



- ・ いいね！・フォロワーが少数
 - ・ 最近の投稿しかない
 - ・ URL (公式アカウントと違う)
- <https://www.facebook.com/mas.renewables.2024>

次ページへ続きます

なりすましアカウントから届いたメッセージ



確認対応の経過(2月12日)

8:08	市公式フェイスブックを利用する職員Aに郡山市役所のアカウント名から友達リクエストがあり、不審に思った職員から広聴広報課職員に情報提供があった。
8:30	広聴広報課職員が「なりすましアカウント」サイトの投稿が「1日前」と表示されていることを確認
10:09	職員Bから同趣旨の情報提供が広聴広報課職員にあった。
10:19	市民から「なりすましアカウント」からのメッセージによる不審なメッセージの送信があった旨の情報提供があった。 ※2月11日(日) 16時頃に着信(市民談)
11:01	Metaに「なりすましアカウント」サイトの停止措置依頼
11:50頃	郡山警察署に通報
同時刻頃	「なりすましアカウント」サイト停止
12:40	郡山警察署来課:情報共有(画像確認など)

ウェブサイト、LINE、フェイスブックほかで注意喚起

※ 何人に友達リクエスト・メッセージが送られたかは不明

現在、被害報告はありませんが、引き続き注意喚起および監視を行います。

問い合わせ

政策開発部 広聴広報課

TEL 024-924-2061



令和5年度第6回 入居者募集の募集結果

2月1日から2月9日まで入居者の募集を行った、令和5年度第6回復興公営住宅入居者募集の団地ごとの応募状況についてお知らせします。

所在地	団地名	対象者	住戸形態	住宅の種類	間取り	募集戸数	第1希望応募数	第2希望応募数
福島市	北信	A	集合住宅	優先住宅(車いす)	2LDK	1		
				優先住宅	3LDK	1		
	笹谷	A	集合住宅	一般住宅	3LDK	1		
	飯坂	A B	集合住宅	優先住宅	3LDK	2	3	2
				一般住宅	2LDK	2	5	4
					3LDK	1	6	1
	北中央	A	集合住宅	一般住宅	2LDK	1		
	北沢又 (ペット可)	A	2戸1棟(2階建て)	一般住宅	2LDK	3		
					3LDK	1		
	北沢又	A	集合住宅	優先住宅	2LDK	3		
3LDK					3			
優先住宅(車いす)				3LDK	1			
				一般住宅	2LDK	1		
3LDK	7							
二本松市	根柄山 (ペット可)	A B	戸建て(平屋) または 2戸1棟(平屋) 2戸1棟(2階建て)	一般住宅	2LDK	5		
				一般住宅	3LDK	3		
	石倉	A B C	集合住宅	優先住宅	2LDK	3		
				優先住宅(車いす)	3LDK	11	3	1
					一般住宅	2LDK	9	
	若宮	A	集合住宅	一般住宅	3LDK	33	2	2
					3LDK	2		
	表 (ペット可)	A B C	集合住宅	優先住宅	2LDK	2		
				優先住宅(車いす)	3LDK	1		1
					一般住宅	2LDK	5	1
川俣町	壁沢 (ペット可)	A B C	2戸1棟(平屋)	優先住宅	2LDK	2	1	
			2戸1棟(2階建て)	一般住宅	2LDK	10	1	
					3LDK	11		
郡山市	柴宮	A B	集合住宅 57号棟	一般住宅	2LDK	1	2	1
			3LDK		2		2	
	日和田	A B	集合住宅	一般住宅	2LDK	2	2	1
					2LDK	2		
富田	A	集合住宅 1~3号棟	優先住宅	2LDK	3	1		
			一般住宅	3LDK	2	1		

次ページへ続きます

所在地	団地名	対象者	住戸形態	住宅の種類	間取り	募集戸数	第1希望 応募数	第2希望 応募数	
郡山市	八山田	A B	集合住宅	優先住宅	2LDK	6	5	1	
				一般住宅	3LDK	5	6	3	
	東原	A	集合住宅 1・2号棟	優先住宅	2LDK	4	1		
				一般住宅	3LDK	3	1		
	安積	A	集合住宅	優先住宅	3LDK	1			
				一般住宅	2LDK	1			
				3LDK	2				
鶴見坦	A	集合住宅	優先住宅	3LDK	1				
守山駅西 (ペット可)	A B	2戸1棟(平屋)	一般住宅	2LDK	1				
			2戸1棟(2階建て)	一般住宅	3LDK	7	2		
三春町	A B	戸建て(平屋)	一般住宅	2LDK	3				
			戸建て(2階建て)	一般住宅	3LDK	9			
田村市	石崎南 (ペット可)	A	2戸1棟(2階建て)	一般住宅	3LDK	1			
白河市	南湖南 (ペット可)	A B	2戸1棟(平屋)	一般住宅	2LDK	3	1		
			2戸1棟(2階建て)	一般住宅	3LDK	1		1	
会津 若松市	古川町	A B C	集合住宅	優先住宅	2LDK	1	1		
				一般住宅	3LDK	6	3	1	
	年貢町	A B C	集合住宅	優先住宅	2LDK	1			
				一般住宅	3LDK	16	2	1	
				集合住宅 (メゾネット)	優先住宅	3LDK	1	1	
				一般住宅	2LDK	4			
白虎 (ペット可)	A	戸建て(平屋)	一般住宅	2LDK	1				
			城北 (ペット可)	A B	2戸1棟(平屋)	一般住宅	1LDK	1	
					戸建て(平屋)	一般住宅	2LDK	1	
			2戸1棟(2階建て)	一般住宅	3LDK	1			
南相馬市	北原	A B C	集合住宅	優先住宅	2LDK	3		1	
					3LDK	7			
				優先住宅(車いす)	3LDK	4		1	
				一般住宅	2LDK	17	2		
					3LDK	24	1		
	上町	A B	集合住宅	優先住宅	2LDK	1	1		
					3LDK	4			
				優先住宅(車いす)	3LDK	2	1		
				一般住宅	2LDK	3		1	
					3LDK	19	1		
	南町	A B	集合住宅	優先住宅	3LDK	1			
				一般住宅	2LDK	5			
				3LDK	27				
牛越	A B C	集合住宅	優先住宅	2LDK	1				
				3LDK	13				
			一般住宅	2LDK	6				
				3LDK	47	1	1		
西町 (ペット可)	A B	2戸1棟(2階建て)	一般住宅	2LDK	2		2		
				3LDK	3	4			
広野町	下北迫 (ペット可)	A	2戸1棟(2階建て)	一般住宅	3LDK	4			

次ページへ続きます 

所在地	団地名	対象者	住戸形態	住宅の種類	間取り	募集戸数	第1希望 応募数	第2希望 応募数
いわき市	湯長谷	A B	集合住宅	一般住宅	3LDK	1		
	下神白	A B	集合住宅	優先住宅	2LDK	1		1
				一般住宅	3LDK	1		
					2LDK	9	2	
					3LDK	18		
	八幡小路	A	集合住宅	一般住宅	3LDK	1		
	家ノ前 (ペット可)	A B	戸建て(平屋)	一般住宅	2LDK	1		
			戸建て(2階建て)	一般住宅	3LDK	5	1	
	宮沢	A B	集合住宅	一般住宅	3LDK	2		
	大原	A	集合住宅	優先住宅	2LDK	2		
				一般住宅	3LDK	2	2	
	高萩 (ペット可)	A B C	戸建て(平屋) または 2戸1棟(平屋)	一般住宅	2LDK	7	1	
			戸建て(2階建て) または 2戸1棟(2階建て)	一般住宅	3LDK	13		2
	四ツ倉	A	集合住宅	一般住宅	3LDK	9	1	
	下矢田	A	集合住宅	優先住宅	2LDK	1	1	
				一般住宅	2LDK	1	2	
	中原 (ペット可)	A	集合住宅 1~3号棟	優先住宅	2LDK	2		
				一般住宅	3LDK	2		
	中原	A	集合住宅 4~7号棟	優先住宅	2LDK	2		
				一般住宅	3LDK	4		
	勿来酒井 (ペット可)	A	戸建て(平屋)	一般住宅	2LDK	1		1
			戸建て(平屋) または 戸建て(2階建て)	一般住宅	3LDK	2	1	
				優先住宅	2LDK	1		
	勿来酒井	A B	集合住宅 2~4号棟	一般住宅	2LDK	2		1
				一般住宅	3LDK	3		
				優先住宅	2LDK	2	1	
	北好間 (ペット可)	A B	集合住宅 1~3・5・6号棟	一般住宅	2LDK	2		1
北好間	A B	集合住宅 4・7~16号棟	優先住宅	2LDK	1	1		
			優先住宅(車いす)	3LDK	1			
			一般住宅	2LDK	1		2	
				3LDK	11	5		
泉本谷	A B	集合住宅	優先住宅	2LDK	5			
			一般住宅	3LDK	7	1		
			一般住宅	2LDK	2	1	5	
磐崎	A	集合住宅	一般住宅	3LDK	4	9	1	
			優先住宅	2LDK	1			
			優先住宅(車いす)	3LDK	1			
			一般住宅	2LDK	1			
			一般住宅	3LDK	1			

次ページへ続きます 

所在地	団地名	対象者	住戸形態	住宅の種類	間取り	募集戸数	第1希望応募数	第2希望応募数
いわき市	平赤井	A B	集合住宅	優先住宅	3LDK	3		
				一般住宅	3LDK	2	1	
計						553	93	43

■抽選会

日時 2月26日(月)午前10時から

場所 福島県復興公営住宅入居支援センター
(福島県自治会館7階)

■令和6年度の募集スケジュール

第1回 令和6年 4月 1日(月)～ 4月 9日(火)→ 令和6年 6月以降入居予定

第2回 令和6年 6月 3日(月)～ 6月11日(火)→ 令和6年 8月以降入居予定

第3回 令和6年 8月 1日(木)～ 8月 9日(金)→ 令和6年10月以降入居予定

第4回 令和6年10月 1日(火)～ 10月 9日(水)→ 令和6年12月以降入居予定

第5回 令和6年12月 2日(月)～ 12月10日(火)→ 令和7年 2月以降入居予定

第6回 令和7年 2月 3日(月)～ 2月12日(水)→ 令和7年 4月以降入居予定

※入居予定時期については現段階の目安ですので、ご留意願います。

お問い合わせ

福島県復興公営住宅入居支援センター

専用ダイヤル

☎024-522-3320

受付時間 8:30～17:15 (土日、祝日を除く)

〒960-8043 福島県福島市中町8-2 福島県自治会館7階

避難先住所等の届け出について

東日本大震災に伴い避難されている方で、次のような場合は、全国避難者情報システム(避難者名簿)に登録されている内容を変更する必要がありますので、ご連絡ください。

- ・ 転居したので住所が変わった(変わる予定である)
- ・ 家族構成が変わった
(子が進学などで転出、帰還した家族がいる など)
- ・ 避難生活が終了した(避難の意思を有しなくなった)

連絡先

三条市 福祉課 福祉・公営住宅係

TEL 0256-34-5405

三条市に避難している世帯数と人数(2024.2.14現在)

市町村名	世帯数	人数
小高区	13	33
原町区	3	3
南相馬市 計	16	36
浪江町	3	10
双葉町	1	1
郡山市	3	7
合計	23	54

発行/三条市総務部政策推進課 三条市旭町二丁目3番1号
Tel 0256-34-5511